

一月

日長

本調査子法ハ先般上京人會議
書由送務部呈請一平復依頼ヲ受ケ見

モナリ

主務各局
運務部送務部 三 書由送務部

運ニ不附 前所長等呼出シ為神ノ社同基地
同係向ウ詳細調査ト

吉田部呈送送務部

外トハ改代、各津所長等呼出シ為神ノ社同基地
ハ詳細調査ハ且、各津所長等呼出シ為神ノ社同基地
十の百と云ハ結果ウ如ク云

二 復員

0747

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

美濃全集十三行部

三
一
行

0748

文書部長

蔵財第一。八三號

昭和三十一年十一月十四日

経理部長

主計課長 事務室 蔵省 特殊財務部長
第二復員廳 殿

総務部

連合國財産保全に付して照會のこと

連合國最高司令部より十一月六日附指令ヲ付下 CPC/PTにて別紙の通り照會が有りました。當該物品は芝浦海軍施設補給部に購入されて以来の状況特に現存場所及び現状を緊急御調査の上當部宛回答せられたい。

岩田

補給事務室(十位)を通過し

物品の調査期間等より

資料課長羽田主計少佐書記

本館長折長

木村光彦

大阪市住吉区長崎町四七

経理部(一) 主計課長(一)

0749

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
CIVIL PROPERTY CUSTODIAN

APO 500

414.4 (6 Dec 1946)CPC/FP

6 Dec. 1946

MEMORANDUM TO: Ministry of Finance, Imperial Japanese
Government; TOKYO, Japan.

SUBJECT: Detained CARGO -Property of Lewis Gukman,
american.

1. The Ministry of Finance is directed to determine the present location and condition and/or disposition of thirty boxes of loophas (grass sponges) consigned to the american and Far Eastern Trading Company, which were shipped from Shanghai on the S.S. "Genoa Maru", Nippon Yusen Kaisha line, and detained at Kobe by the Freezing of Shipping Act of July 1941.

2. According to available information, this cargo was purchased by the Shibaura Kaigun Shisethu Hokyubu (Shibaura Naval Equipment Supplying Department) on 10 August 1945, upon payment of \$9,000.00 to the Kobe Customs.

3. The Ministry of Finance is directed to contact Second Demobilization Bureau in regard to this matter and any other agencies required to make a thorough investigation.

4. Report will be submitted to the Civil Property Custodian, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers by 1 February 1947.

Sign

PATRICK H. TANSEY
Brig Gen, USA
Custodian

Received 4.30 p.m. 6 Dec. 1946.

1270

0750

050 051

	<p>1941 Dec 1947</p>	<p>Ministry of Finance, Imperial Japanese Government, Tokyo, Japan</p>	<p>Director of Finance - Imperial Japanese Government</p>	<p>Director of Finance - Imperial Japanese Government</p>	<p>Director of Finance - Imperial Japanese Government</p>	<p>Director of Finance - Imperial Japanese Government</p>	<p>Director of Finance - Imperial Japanese Government</p>	<p>Director of Finance - Imperial Japanese Government</p>	<p>Director of Finance - Imperial Japanese Government</p>	<p>Director of Finance - Imperial Japanese Government</p>	<p>Director of Finance - Imperial Japanese Government</p>
--	----------------------	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

海軍

徳島県中

名古屋八幡ノ四

昭和二十二年一月十日

一月十七日 展

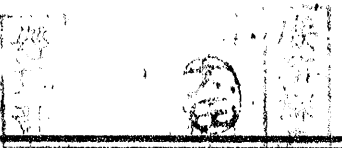


名古屋上陸地連絡所

購 座 物 品 調 査 (一月十日現在)

當上陸地連絡所購用物品は設立當時名古屋引揚揚護局及三菱沙外重から
借用したものでばかりで廠蔵と同時に処分終了したので二復關係のものは
無し。

(終)



水



0752

大正郵便局大帳

名古屋第八號ノ五

上月十七日 報告

昭和二十二年一月十日

名古屋上國地運絡所

諸品燃料消耗品調査(一月十日現在)

一、燃料

大發火災により一部焼失(報告書通り)したものの他は回復に遭納の
とに整理中

二、燃料

大發用燃料は名古屋引揚援護局より供給を受けおる爲、該當事項無し

三、消耗品

消耗品中一部焼品あるも名古屋及岐阜地方世話部に譲渡す隊定

(終)

高品

經理

0753

八幡身名長

名上運第八號ノ六

昭和二十二年一月十日

一月十七日

名古屋上陸地運務所

舟艇車輛調書(一月十日現在)

船種	船名	全長	排水電數	馬力	記
船	(公傳管艇)	全	排水電數	馬力	記
船	特別運貨船	一四、六	一〇〇	八〇	援護局に管輿中
船	二六〇九	〃	〃	〃	十二月十日暴風の爲沈没したのを同
船	八三五	〃	〃	〃	局で船上に引揚げてある。修理進行
					後返却を受け内務省に修置すること
					に手續中

(終)

0754

大政奉還ノ為ニ及

名上運第八號ノ四

昭和二十二年一月十日

一月十日 報告

名古屋上陸地運絡所

運 用 物 品 調 査

(一月十日現在)

當上陸地運絡所運用物品は設立當時名古屋引揚援護局及三菱渉外室から
借りましたものばかりで廢廳と同時に運用終了したので二復關係のものは
無い。

(終)

山

山

0755

局

局

局長

總務部

恢復總第一八號

廣係各部長

庶務課長

課附

宛 文書昭和二十五年

一月十五日

記名 官憲 總務部

不要物出処理要望に関する件 照會

首題に關し別紙の通り照會があらうから

処理に對する具體的の要望を審議請し其の

都度車に當部 送付せられたい

別紙様式に依り調書二通

照復不交物申と

發付後 査閱

査閱 淨書 6

校合 一月十六日發付 (模造起案半葉野紙)

一月十四日起案

海軍

17. 3. 5.000 (伊東納)

0756

大阪地方復員局總務部長殿

二復總第一〇號

昭和二十二年一月九日

復員局第二復總局總務課

各地方復員局總務課長殿

局

總務部長

復員局

庶務課長

課長

需品部長
經理部長

不要物品整理要望に就する件照會

各地方復員局總務課長殿
有物件調査第一表記載されて居るものゝ整理に對する具體的案を

力盡かに提出せられたい
向整理は番帳調のものから逐次提出ありたい

要品部長



0757

大塚地村役所
不用品処理記録簿
大塚地村役所
不用品処理記録簿
大塚地村役所
不用品処理記録簿
大塚地村役所
不用品処理記録簿
大塚地村役所
不用品処理記録簿

品名
数量
処理状況
記事

尋

本調書は二續巻第四〇八號に依り調書第一の
調製要領に準じて調製せらるるなり

0758

局長

總務部長

總務部員

寫

庶務課長

課附

大阪地方債の旨向總務部長殿
昭和二十二年一月二十三日
二月三日送付



22.1.28
大阪

各地方債員居補給部長殿

員居補給部長

一、聯合車からの貸與（供給）物件に供する件照會
 二、聯合車から貸與（供給）を受けたもの等聯合車の
 物件を地方債員居補給部に送附して来るものがあるがその数は左によ
 り送附のものとせらるたい
 一、送附を受ける際に該品の経歴を充分に調査すること。
 二、送附品は該地方債員居補給部で別在聯合車と連絡し返還等の便宜を講
 じ状況を報告のこと
 三、地方的に送附困難の際はその状況を報告の上戻料を中央に移すこ
 と。

0759

為送付先

各地方図書館総務部長

(終)

0760

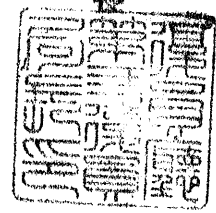
段復

復二第一〇四号

昭和二十二年二月六日

各地方復員局長

復員局第二復員局長



中央物件處理委員會委員及び委員輔佐一部變更に關する件通知

復二第一〇四号による地方復員局保有物件處理要領中前題の件に關し左記の如き一部變更する。

- 一 造修課委員輔佐中富永を削除、嶋井を追加
- 二 經理部委員輔佐に契約課長及び岡藤宛玉を追加
- 三 委員に人事部長を、同部委員輔佐に扶助課長、石川、竹添、相良を追加

(終)

海軍

(前紙より換え)

22.2.15

0761

大阪地方復員局長殿

阪復第第六號ノ二

昭和二十二年二月二十二日

三月三日送付

大阪地方復員局 經理部長

各地方世話部第二課長課長 殿

應用物品整理に關する件照會

昭和二十一年度から應用物品等予算が二復より内務省に所管替となるに従ひ現在貴部に供用中の物品（別紙の通り）は供用の儘各該當府縣廳物品會計官吏に保管轉換することになるから其の際は左記の通り處理したいから予め準備せしめられ度い

記

一、備品

(1) 供給中備品全部に對し三月三十一日附還納票並に領收票を作製三月十五日までに當部會計官吏へ提出（現品は移動しない）

寫

務部長

務部長

務部長

附

0762

(四) 等排簿は三月三十一日附で締切り證憑書類を添へ速に農部調査係に提出

三 消耗品

(イ) 消耗品は保轉しないから残品があつても三月三十一日までに全部拂出整理し今後府縣廳よりの供給不足の際の補充用として便宜保管のこと
(ロ) 等排簿は前項(四)に同じ

三 其の他

府縣廳との交渉は黨部會計官吏が行ふ種前であるが状況により各世計部事務主任に協力を頼むから宜しく願ひ履い

一 別 紙 添 一

一 終 一

寫送付先 大阪地方復員局長

0763

別紙

三奈良地方世話部第二復員隊		品名	稱呼	数量	品名	稱呼	数量			
金櫃	個	一	書箱	戸棚	個	三	被服	戸棚	個	一
長机	・	一	紙綴	パンチ	・	一				
物置	・	一	湯	沸	・	二				
金庫	・	一	打	椅子	・	三				
麻拵	長椅子	・	硯	箱	・	一				
乙拵	椅子	・	硯	箱	・	一				
藤拵	机	・	銅	椅子	・	三				
時計	・	一	印	箱	・	一				
脚	椅子	・	學	務	机	・	一			
品	名	稱呼	数量	品名	稱呼	数量	品名	稱呼	数量	
			五			二	エツキス	・	二	
			一			一	コソフアイ	・	一	
			一			一	膳寫版用紙	・	一	
			一			一	黒板	・	一	
			一			一	膳寫版	・	一	

0764

ラジオ受信機	板	柳柳椅子	兩袖机	印	三兵衛地方世話部第二役員課	火	藤	藤製丸卓子	安樂椅子	湯	車	片	兩
・	・	・	・	個		組	子	・	・	・	・	机	机
一	一	四	一四	二		五	二	一	四	七	七	七	三
火	台	金	折	戸		高	自	黒	湯	長	長	應	
鉢	秤	三	椅子	櫛		車	轉	板	沸	腰	卓	接	
・	・	・	・	個		・	車	・	・	掛	子	用	
												長	
三	一	一	四五	四		一	二	二	二	一	一	椅子	個
柳	算	卓	片	胎		視	電	電	電	火	天		勝
行			袖	寫		箱	氣	氣	氣	鉢	幕		寫
李	盤	子	机	版		箱	香	計	コ	鉢	幕		版
・	・	・	・	個		個	機	計	ン	鉢	幕		個
							台	・	・	鉢	幕		
一	二	二	五	二		五	一	一	一	一	一	二	一

英和全業十三行屏紙

0765

鐵	電氣コンロ	衝立	膝置台	應接椅子	大阪地方世話部第二復員課	三角定規	電氣立	電氣調理機	電氣調理機	丁那定規	手提金庫	鋼製戸棚	
・	個	・	・	個		・	・	・	・	・	・	・	個
一	二	三	二	二		二	九	一	六	一	一	一	一
長腰掛	洋服罩	事務机	鋼製戸棚	應接片長椅子		重要書類入	朱	文	木	視	視	打疊椅子	
・	個	・	・	個		・	視	鏡	規	箱	・	・	個
四	三	一八	九	六		一	一	五	五	四	四	四	四
折椅子	本立	邦文タイプライター台	被服箱	戸棚		電氣コンロ	凸	購寫機	購寫版ローラー	購寫帳	購寫版台	金庫カード箱	
・	個	・	・	個		・	・	・	個	帳	・	・	・
九	四	一	三	一一		六	一六	二	一	五	一	一	一

0766

ガソリン ポンプ	オイル	自動車用中袋	自動車用タイヤ	蓄電池	長椅子	丸卓子	扇袖机	タイプライター机	物置台	金庫	配食器小	大
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
一	一	一	二	一	二	二	九	一	二	一	一	二
安楽椅子	廻轉椅子	肘掛椅子	芝罘椅子	邦文タイプライター	膳寫版	時計	新聞掛	黒板	本箱	スコップ	食器大	中
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
二	七	八	三二	二	五	四	一	三	二	一〇	一	二
寢椅子	鐵製寢台	木製寢台	寢台良帳	織物	天幕	電氣アイロン	電氣	ストロップ	旋風機	食器小	湯浴大	●
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
一	四	一	五	八	二	三	一	二	二	七	一三	二

明治三十三行年表

0767

									飯	馬	湯
									盆	穴	小 沸中
									・	・	個
									一三	一五	八 七
									銚	砲	柄 洗 溜 柄 中
										(木 燻 大)	個
									四	五	三 一
									釜	丸 卓 子	片 袖 机 當 番 外 套
									・	・	個 着
									六	一	一 二

0768

光緒二十二年正月

0769

アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp/>



昭和二十六年二月一日

奈良縣生駒郡平群村福貴三〇〇

大阪地方復員局総務部長

古藤 敏雄 謹啓

帝雉丸ありマガネトを揚荷せる事實有無の件照會

首題の件に關し調査の必要があるのぞし此記事項に關

し有殿記憶の情況通知を得お

し有殿記憶の情況通知を得お

記

一 昭和二十五年四月五日及同年五月二十九日の二日に亘り帝雉丸の

積荷のマガネトが大坂船本出張所にて受取られたり如何

二 船本出張所以外の場合に於て同船よりマガネト、或は他の物品

を揚荷したる如何か

査閲
淨書
松谷
發行
三三

朝果

0770

三 着しぬの乗上屋が... 同船の行動等
の承知... 通知を得る

(備考)

帝座丸は伊太利船が... 備入し
紙あり

(海)

0771

恢復部第六號ノ四

恢復部局長殿

昭和二十二年三月二十五日

大阪地方復員局経理部長



0772

局長 寫

抄

廳用物件保轉に關する件照會

總務課長

貴課にて使用中の廳用物件は全部夫々該當各府縣廳物品會計官吏宛保管

事務

済

記

昭和二十年二月二十二日恢復部第六號ノ二を以て照會した連の處坤をする

庶務課長

課

物品授受に關しては次の諸點に留意の上當部會計官吏復員事務官前田三郎

の名に於て費領取扱主任をして代行せしめられ度い

する

- (四) 各取扱主任は當部會計官吏代理として府縣廳會計官吏と現品と右送付票とを調査し引渡を行ふ
- (五) 引渡終了せば規定の物品保轉領收證に府縣廳會計官吏の領收印を捺印せしめ速かに當部會計官吏宛送付の事
- (六) 引渡日附は事實の日附如何に拘らず三月三十一日附とする
- (七) 以後は府縣廳と各世話部との接渉に依りその儘府縣廳より供用を受けらる事

(別紙送付票添)

第二復員局 經理部長
 第二復員局 總務部長
 大坂地方復員局 總務部長

大坂、和歌山、奈良、兵庫各府縣知事
 同 右 府縣會計廳物品會計官吏

0773

昭復經集 六號ノ五

昭復經集 六號ノ五

昭和二十二年三月二十五日

大阪地方復員局經理部長



大阪、奈良、和歌山、兵庫各府縣議物會計官吏

局長

物品保管轉換の件通知

事務部長

來年勝より貴管下各地方世話部予算が内務省に所管替となるに從ひ現在各世話部第二復員課(舊海軍關係)に供用中の世話部所管庫中物品一切を貴會計官

の上述取願ひ履

庶務課長

尚準備の都合もあり貴課物品會計官吏の所屬並に該官氏名急務並に該世話部第二復員課長宛通知されたい

課附



寫送付先

- 復員局第二復員局經理部長 大阪、奈良
- 同 事務部長 和歌山、兵庫
- 大阪地方復員局事務部長 同 右
- 各地方世話部第二復員課長
- 各府縣知事

別紙添

(終)



0774

發付後
 査閱
 淨書
 校合
 月
 日發付
 (起案用紙)

四月十七日起案

改正案

大阪地方物件處理委員會委員名錄

委員長 部會長 委員

總務部會 中杉清治 各部會長 總務部 福田清治 平松 廣田

衣燈部會 小山清治 總務部 福田清治 平松 廣田

連帶物部會 岩田清治 總務部 福田清治 平松 廣田

糸井部會 中杉清治 總務部 福田清治 平松 廣田

掃部部會 中杉清治 總務部 福田清治 平松 廣田

○印 委員會幹事

○印 部會幹事

需品部長

營業課長

營業課長

海軍

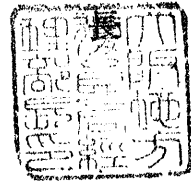
(西大40納)

0775

大阪府 第六
昭和二十二年四月十一日

大阪地方復員局長 殿

大阪地方復員局 經理部



物件處理委員會委員更迭の件具申

大阪地方物件處理委員會通常物品部會及雜件部會の經理部委員復員事務官
山口明憲四月十日附依願免本官四月十一日退廳したから後任として當部勤
務復員事務官前田三郎に通常物品幹事及雜件部會委員を依囑せられ度い

(終)



0776

寫

大坂地方復員局局長殿

阪掃第五機九五六

五月二十三日

昭和二十二年五月二十四日

阪神掃海部長

第ニ復員局総務部長殿

余刺掃海要具六の件報告口

ニ復員局四番電(五月二十一日)に依る掃海要具余

刺目錄別紙の通りを承りしす

(別紙添付)

送付者

大坂地方復員局長

事務大坂地方復員局長

海監部

管業課長

局長

総務部長

庶務課長

課附

需品部

部

0777

別紙

掃海要具余剩目錄

阪神掃海部
記
事

品名	掃海要具	電線	補強索(長)	補強索(短)	曳索(長)	曳索(中)	曳索(短)	繫止索(長)	繫止索(短)	環索(長)	環索(短)
數稱	條	條	條	條	條	條	條	條	條	條	條
余剩數量		四五	二二	二〇	一三	五〇	七九	四三	四〇	三八	六三

0778

掃海索	磁錐吊下索	三式掃海具 磁錐	把握具 B ↓ F	把握具 A	鐵架 (小)	鐵架 (大)	轉環付鐵架 (小)	轉環付鐵架 (大)	二三層浮標	六層浮標	一〇層浮標	深度索 (短)
"	條	本	"	"	"	"	"	"	"	"	綱	條
三八五	一九一六	四二四〇	三六五	三九	一一一五	四七二	一八二	〇	一一二一	一一四七	一一九四	一〇〇

海軍省 第四十三行 昭和十三年

0779

二五。貯鐘量	三五。貯鐘量	掃海立標 五〇。貯鐘	海底掃珠具 二五。浮標	浮標 二五。浮標	索止	鐵架(小)	鐵架(大)	轉環付鐵架	曳航索	掃海尾索(短)	掃海尾索(長)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
六四	一〇〇	三五	二〇	一〇八八二	八六一	一六三〇	一八九五	一八五一	二〇	三九	六八

0780

柔鉄鋼線索三耗	柔鉄鋼線索一四耗	硬鋼索一六耗	竹桿浮標	竹桿浮標	一五取浮標	三。取浮標	九。取浮標	一。取浮標	二。取浮標	ヘルメント	二五取量	五。取量
〃	〃	米	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	洞
三七〇〇〇	一二〇〇〇	一五七二〇	〇	〇	四一	一一六	三九	二一	六四	五〇	九九	四

紙本全四十三行

0781

眼環鐵架共	方型鐵架	張力計用鐵架	浮標索用鐵架	浮標索	計測式大橋器具	全海型海索	全海型海索	計測式大橋器具	鐵鎖	鋼絞索	柔鋼線索	柔鋼線索
〃	〃	〃	鋼	鋼	〃	〃	〃	〃	〃	鋼	〃	鋼
												二 三
七 七	一 〇 二	一 〇 二	二 九 八	八 七 八	七 二 八	一 一 二	四 四 〇	六 〇 〇	八 〇	三 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇

0782

全 珠 度 索 西 知	水 知 繩 分 具 物	對 大 掃 其 具 物	接 續 器	抑 駁 器	補 索	切 替 滑 車	導 滑 車	全 鐘 索	全 曳 索	全 纜 器	單 機 大 掃 其 具 物	繫 止 索 三 四 型 用
條	條	條	條	條	條	條	條	條	條	條	條	條
三 〇	八 八	一 六	四 五	九 〇	六	三 四	四 五	四 五	六 〇	五 〇	一 〇	二

英蘭全表十三行野紙

0783

展淵機	電動捲揚機	抵抗器	電動機子	二。水。鐵。架。子。具	水。鐵。架。子。具	鐵架	鐵架	全。環。付。鉄架	全。環。付。鉄架	全。尾。索	全。環。付。鉄架	小掃器具掃索
"	"	"	"	"	"	"	"	"	何	"	"	條
二〇	四	五	五	五	四〇	一四〇	一八〇	六二	四八	三〇	二七〇	一五〇

0784

△要具 篋	測深儀 二型	油圧張力計	自記張力計	電路轉換器	二號發火電線	九二機雷電線	鐵架 六耗	鐵架 十耗	鐵架 十耗	揚收索	投棄用浮標索	受投用浮標
〃	〃	〃	〃	個	〃	米	〃	〃	個	〃	條	個
一 二	一 二	五 四	四	五 三	三 〇 〇 〇	一 八 五 五 〇	一 七 〇	三 八 一	一 〇 〇 〇	一 〇	二 五	三 三

英藏公刊十三行脚註

0785

發 火 器	絶 縁 試 験 器	信 管 導 通 試 験 器	磁 力 測 定 儀	制 禦 器	磁 化 筒	手 動 取 手 器 具	磁 石 粉 品 管	管 物 器 補 用 品 管	二 〇 〇 電 動 機 揚 機 器 具 管	補 用 品 管	二 〇 〇 電 動 機 揚 機 器 具 管	平 機 式 大 機 器 具 管
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	例
二 八	一	二	一 一	一 七	二 二	五	五	五	五	五	五	五

0786

海防

陸海軍一三〇號

査閲
内務省
海防
陸海軍
陸海軍
陸海軍

陸海軍

昭和二十二年五月三日

方設地方復員局長

高工省纖維局長殿

三綾白地配給の関する件回答

二織局第二〇一六號で照會のあった京都市奄美

併盟京都府本郷からの申請に依り首題の件には

余田
四

御批却
開して、當方に現品は所有してゐるか特殊物件の

知長
為に 中央からの指令を要するに付復員弁に

内務省宛に照會せし度

尚別に別紙寫の通り京都府知事から申請が

經理課長

先

海軍

2

(複製社納)

0788

寫

物品移管依頼

一品名 三綾白生地

二数量 壹千碼

三用途 協助會員(傷痍者)ニ配給

四届先 財団法人協助會京都府支那

右ノ協助會京都府支那會員(傷痍者)ノ特ニ貧困者ノ

副利用トシテ緊急必要物資ニ付貴局所存ノ前記物

品至急移管(有償ニテ可)相成度此段御願申上之

昭和二十二年三月二十八日

京都府知事 山本義章

大改復員局長 敬

海軍

(複製社納)

0790

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

0791

阪復第一二〇號

昭和二十二年五月三十一日

大阪地方復員局長

商工省纖維局長殿

三綾白地配給に関する件同當

一二二織局第二〇一六號で照會のあつた京都市美聯盟京都府本部からの申請に依る首題の件に關して當方に現品は所有してゐるが特殊物件の爲に中央からの指令を要するに付復員廳並に内務省宛に照會され度
尙別に別紙寫の通り京都府知事からも申請があつたが同様の回答をして置いた

一 別紙 添

「終」

0792



物品移管依頼

一、品名 三綾白生地

二、数量 壹千碼

三、用途 協助會員（傷_レ處者）ニ配給

四、届先 財團法人協助會京都府支部

右ハ協助會京都府支部會員（傷_レ處者）ノ特ニ貧困者ノ副利用トシテ緊急
必要物資ニ付貴局所有ノ前記物品至急移管（有償ニテモ可）相成度此段
御願申上マス

昭和二十二年三月二十八日

京都府知事 山本 義章

大阪地方復員局長殿

0793

需品部長

附

庶務課長

職員

局長

局長

三二號附第二〇一大號

昭和二十二年五月五日

商工省 織維局長

大阪復興局長 殿

余田 四郎

三綾白生地配給に関する件

このたびは美聯盟京都府本部より三綾白生地（貴局所有）配給方
別紙書の通り申請があつたが、貴局に於て當該白生地所有の有無
を至急回報相煩度萬一右白地所有せらるる場合は、日本織物株式
會社に對し引渡され度右照會する。

山下部長
梅部部長
主任
主任
DIO

商工省

防海倫
22.5.24

0794

寫

昭和二十二年四月

航空兵器總局

京都府中京区新橋西條上町之五九

奄美脱盟京都府本部

委員長 平川 喜木

商工省鐵道局長殿

三 緩白生地特配申請書

受 召 上 載 物 資 申 告 ノ 際 未 復 負 又 掃 海 業 務 用 ト シ 特 認
 許 可 ヲ 傳 大 改 復 負 局 ニ 於 テ 所 有 セ シ 右 業 務 用 迄 了 済 ン
 復 負 局 解 散 ス ル 際 及 而 之 右 物 資 ハ マ 相 當 量 残 リ 居 ン
 由 ニ 村 長 ハ 奄 美 盟 會 員 ノ 特 二 貧 困 者 ノ 福 利 用 ト シ 利 用
 致 度 存 ツ マ ス カ ラ 何 等 商 品 諸 品 出 身 者 之 窮 狀 ヲ 仰 體 酌
 下 サ レ 九 記 數 量 又 特 認 下 サ ル 於 切 二 仰 願 申 ス
 記

一 品 種

三 緩 白 生 地

日本ノード機

0795

二 数量	三 用途	四 員数
壹千五	副場着戦災者等ニ配給	八千五

航空兵器總局

0796